

## 監査役職務確認書の改訂について

2019年3月  
一般社団法人 監査懇話会

### ・2019年3月 第9回改訂

企業不祥事発生のニュースを耳にする機会が相変わらず多いと感じる一方、企業統治や監査に関わる立場から、不祥事予防や監査の実効性をより一層高めるための提言、意見も多く提示されています。その中から特に、監査役等と監査人（会計監査人）との連携に関する文書に着目し、確認書への反映を検討いたしました。

監査役等と会計監査人・監査人（公認会計士・監査法人）は、監査の職務を通じて企業活動の健全化を図るために相互連携をさらに進めるべきとの提言が多く見られました。

検討の結果、確認書の「Ⅲ. 会計監査 4. 会計監査人との連携についての確認」の項の記述に改訂を施しました。改訂箇所は、「網掛け・太字」で表示しています。

なお、前年度（2018年3月）改訂により新設した「V-5. 監査役（会）と内部監査部門、会計監査人との連携（三様監査）に関する事項」における確認事項の設定は、具体的運用の標準的方法について検討した結果、本年も見送ることにいたしました。

本年より、「新旧対照表」もホームページに併せて掲載しておりますので、改訂事項の詳細は、そちらをご覧ください。確認書では、改訂部分の文字を**太字・網掛け**にしています。

また、「監査役職務確認書」をより多くの皆様に活用していただきたいと思い、本確認書の「利用ガイド」を掲載しております。